

令和六年六月二十八日（金曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
江口	暢子	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
今野	美奈子	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
石黒	覚	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	平山	雅之	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君

総務部長	岡本泰輔君
みらい企画創造部長	小中章雄君
防災くらし安心部長	中川崇君
環境エネルギー部長	高橋徹君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子君
健康福祉部長	柴田優君
産業労働部長	岡崎正彦君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸君
農林水産部長	星里香子君
県土整備部長	小林寛君
会計管理者	山田敦子君
財政課長	大村敏弘君
教育長	高橋広樹君
警察本部長	鈴木邦夫君
代表監査委員	松田義彦君
人事委員会事務局長	荒木泰子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

午前 十時 零分 開 会

○柴田委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

梅津庸成委員。

○梅津委員 おはようございます。県政クラブの梅津庸成です。よろしく願いいたします。

予算特別委員会の最終日になりました。各般にわたる様々な議論が、この六月定例会始まりまして行われてきたわけでありまして、私のほうからも、県政全般に関わる幾つかの事項についてお話を確認させていただきながら、そしてまた個別の案件についても幾つか当局のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

今定例会の冒頭ですけれども、知事説明がございました。その際に県経済の状況について説明があったわけでありまして、それによりまして、個人消費についてはサービス消費を中心に底堅い動きで、鉱工業生産は半導体関連製品の受注が減少しているということで弱含みだと。雇用については全産業で人手不足があって、全体的な経済状況としては、緩やかに持ち直しているものの、このところ弱含みの動きとなっているというような御説明でございました。

新型コロナウイルス感染症が五類に移行して一年がたったわけでありまして、経済のほうも回復してきたかなと思われる一方で、ゼロゼロ融資があって、その返済が始まってきているということでありまして、県経済がどうなっているのか大変注目しておりますが、昨年度の統計が出てまいりました。一千万円以上の負債を抱えて法的整理の手続を行った件数は六十七件で、過去十年で最多ということになります。

このような状況の中で、大変気になる報道がございました、動きがありました。県内の地方銀行の一つでありますきらやか銀行が国の管理下に入ったということになります。外債のファンド、評価損ということで、これを処理するということが八十一億円の損失、そしてまた貸倒れ費用を百六十三億円計上したということになります。当初は連結純利益が十七億円ということで、黒字だというような話だったんですけれども、一転して二百三十四億円の赤字となると。そして配当ができなくなって、金融庁の管理下、具体的に言えば整理回収機構が議決権の約六三%——六三・五二%ですか、獲得することになったということになります。

そして何が起こったかということ、同行の取引先の破綻が相次いでいるというような状況です。業績悪化取引先のうち経営改善が見込めない場合には事業整理や廃業に向けた支援を行うとされていたわけでありまして、郷野目ストアですとか鎌田工務店、丸伸建設、こういった企業が、破産申立て、自己破産の申請準備に入ったということになります。それぞれ見てみますと、郷野目ストアは十六億八千万円、引き当て処理が九億七千九百万円、鎌田工務店は五億一千四百万円、同じように引き当て処理は二億七千万円、丸伸建設は十五億七千七百万円、引き当て処理が十一億円ということで、いずれも大型倒産と言われております。

五月十日ですけれども、知事は記者会見で、このきらやか銀行の経営悪化、そして取引先が相次いで倒産している

ことについてマスコミから問われて、金融機関、商工団体と意見交換し経営難の事業にどのような支援ができるのか検討していきたいというふうなお話をされています。

困窮事業者からの経営相談あるいは資金繰りの相談などは、これまでも県としてやっていただいているわけでありますがけれども、金融機関が実質的に国の管理下に入ったという事態が、さらに輪をかけて経営に影響を与えている、不安を与えているのではないかというふうに思うわけであります。そして同じような企業倒産が起こるのではないかと、そう思うわけであります。

このような状況について、県としてどう分析し、そしてまた対策を考えておられるのか。事態が深刻であれば具体策を打っていくべきではないかと思えますし、また、会見でも知事のほうから金融機関、商工団体との意見交換を行うという話でありましたけれども、その結果がどうであったのか、その話し合いを踏まえて何か新しい対策を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

それから併せてですけれども、コロナのときのゼロゼロ融資が終了し、返済時期が来ているということをお先ほど申し上げましたけれども、返済に困っておられる方が利用するのではないかとされる中小企業の支援制度が様々あります。県費が投入されているものとしては、ポストコロナ対応借換資金というのがあるようでありますがけれども、これらの利用状況はどうなっているのか、ゼロゼロ融資への対応、これがどうなっているのかということについても産業労働部長にお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 本県の経済動向に対する認識及び対応ということでございます。

新型コロナの感染拡大に伴い、令和二年に県内企業の事業継続と雇用維持を目的に全国に先駆けて実施いたしました十年間無利子無保証料の融資の成果等によりまして、倒産件数につきましては抑えられておりましたが、新型コロナの五類移行から一年を経て、コロナ禍で落ち込んだ経済が正常化に向かう中で企業倒産件数は増加傾向ということでございます。

このような状況を受けて、事業者が抱える様々な課題に丁寧に対応するため、五月二十七日にポストコロナ対応特別金融相談窓口を県と商工団体等五十五か所に開設し、金融・経営に関する相談を幅広く受け付け、対応させていただいております。加えて、六月七日には県と県内金融機関等で構成する金融ワーキングチーム会議を開催いたしました。無利子無保証料融資の償還状況や県内事業者の業況等について意見交換を行いました。

金融ワーキングチーム会議では、金融機関から「企業倒産件数は増加傾向にあるが、コロナ融資の償還状況は落ち着いており、県内企業の経営は比較的安定している。しかしながら、価格転嫁、省力化等が進んでいない企業の収益悪化が懸念されるため注視していく必要がある」等の意見を頂戴したところでございます。

県では、コロナ融資の償還を当初の計画どおりに行うことが困難となった事業者に対しましては、借換えや条件変更等で対応してきており、無利子無保証料融資に係るポストコロナ対応借換資金の融資実績は、制度を創設した令和四年四月から令和六年五月までの累計で九十四件、約二十三億円であり、条件変更は二百八十八件となっております。

また、収益悪化により新たに資金繰りが必要な事業者に対しては、今年度制度を拡充し、売上高の減少等に加えて、売上高は減少していなくとも人件費や光熱水費等の上昇により営業利益が減少した場合も新たに対象に加えた地域経済変動対策資金を活用して支援してまいることとしております。

県といたしましては、引き続き、金融ワーキングチーム会議等により県内事業者の業況を逐次把握し、必要な対応を行っていくとともに、金融機関や商工団体など関係機関との連携を強めて、県内事業者が物価高騰や人手不足など様々な課題を乗り越え、事業活動を継続していけるよう、しっかりと企業支援に取り組んでまいります。

○柴田委員長 梅津委員。

○梅津委員 金融ワーキングチームの意見交換を六月七日ですか、行ったということでありました。そして、部長のお話では、償還状況は落ち着いているということと、県内の企業経営状況は比較的安定しているということ、価格転嫁をしていない企業の状況が心配だということで、その状況を注視していく必要があるという話でございます。新たな倒産とか連鎖倒産といったものが次々に起こるという状況ではないのかなという印象を持ったわけでありまして、少し安心いたしました。

ゼロゼロ融資後の状況についても御説明があつて、聞いた話では、七千五百件ぐらいのゼロゼロ融資の件数があつたと聞いておりますけれども、そのうち九十四件が借換えをしていると。あと条件変更が二百八十八件ということで、この制度を活用しながら対応していただいているようであります。代位弁済に至ったものもあるような話も聞いておりますけれども、それもそれほど多くないようでございます。

経済は生き物でありますので、どういうところで転換点が来るかというのは分からないわけでありますがけれども、きらやか銀行も、黒字予想であったものが、引当金を多く増やすということで大幅赤字に転落し、国への返済ができないというようなことが起こるとは、なかなか思っていなかったわけでありました。

報道によりますと、金融庁も、もともと、じもとホールディングスと、それから資本提携をしているSBIグループで共に出資させて、官民協調で円滑化支援を行っていくということで、金融庁自身もきらやか銀行の整理回収機構の管理移行ということは意図していなかったという報道もあるようでございます。

それに加えて、きらやか銀行が発端となって金融庁の体制、二〇一八年に検査局を廃止したということでもありますけれども、この検査局は、「半沢直樹」でも有名な、片岡愛之助さんが検査官をやっていたあの局でありますけれども、これがなくなって、それをなくしたことは本当によかったのかというような議論にもなっていると、国のほうもそういうふうな状況になってきているという話も報道されています。

きらやか銀行の話からちょっと離れますけれども、全体の経済状況について聞いてみますと、原材料の高騰は一旦落ち着いてきたけれども、賃金増、それからエネルギーコスト増に対してはまだ対応が困難だというような事業者の話も聞いております。日商の分析でも同じようなことが出ているようであります。

人材確保の観点から今年も賃上げが、大変高い賃上げになったということでもありますけれども、人材を確保しなきゃいけないということで人件費を上げなきゃいけない、だけれども原資がない。また、エネルギーコストもどんどん上がっているということ、円安の状況も踏まえてどんどん上がってきているという話もあるようであります。先週ですけれども、総理のほうから八月から十月までのエネルギーコスト高への支援を行うというような表明がなされましたけれども、六月、七月の最もエネルギーを必要とする時期には対応がないということで、エネルギーコスト負担が一気に増えるというような状況もあります。

本来は、先ほど部長からもお話がありました価格転嫁をしっかりと行っていくということでそうした賃上げ分、エネルギーコストの増加分というのは賄っていただくというのが本来なんでしょうけれども、また、県のほうとしても、定例会の知事の御答弁の中でもお話がありましたけれども、価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言いわゆるパートナーシップ構築宣言などを商工労働団体等と結んでいるという話でありましたけれども、なかなかこの掛け声はあるけれども実際には価格転嫁ができない、そんな、孫、ひ孫の下請があるというそういった話も実際に聞いているわけでありまして。ぜひこの価格転嫁がしっかりとされるように行政のほうからも目を光らせていただきたいというふうに思います。

六月、七月というのは、そうした制度・政策のはざまの時期になるのかなというふうに思うわけでありまして、まさにこのはざまの時期の県内の中小零細企業の経営状況が非常に心配になるわけでありまして。

企業活動を活発にして景気をよくするためには、やはり全般的な経済対策で特に個人消費を上げていくことが必要だというふうに思うわけでありまして、予算特別委員会一日目の関委員への知事の答弁で、令和五年度補正の繰越し、それから令和六年度予算の低所得者支援とか、プレミアム商品券とか燃油高騰支援などの営業支援、価格高騰支援を行っているということで、六月定例会では、国の対応もないことから、県として特段の対策は打ち出していないというような話がありました。

全般的な県独自の経済対策や金融の対応なども県として何らかの対策を引き続き考えていかなければいけないんじゃないかと思うわけでありまして、この六月定例会では特に対策などが打ち出されていないわけでありまして、地方経済の浮揚のために県がなすべき措置というのはもっとあるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように賃上げの部分、それからエネルギーコスト高騰の部分に対する対応が求められているということは明確なわけでありまして、その点について何らかの対応措置を取るべきではないかと思っておりますけれども、産業労働部長、この地方経済の浮揚のためになすべきことがまだあるんじゃないかという点について御見解をお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 新型コロナの五類移行から一年余りが経過いたしまして、本県経済につきましては、緩やかに持ち直しているものの、このところ弱含みの動きとなっているところでございます。

また、今後の先行きにつきましては、個人消費の部分になりますが、食料品をはじめとする物価の上昇が続いており、また、最近の円安の動きなども加わり、個人消費に与える影響も懸念されているところでございます。

県といたしましては、現在、市町村と連携して実施しておりますプレミアム商品券等事業や、中小企業者への資金繰り支援などの物価高騰対策をまず着実に実行してまいります。政府におきましてこの六月から実施された定額減税の効果や、現在、再開に向けて調整されている電気・ガス料金の負担軽減策等、今後の政府の経済対策の実施時期や内容を見極めながら県内業況を分析し、適時適切な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 梅津委員。

○梅津委員 今やっている予算で要求して成立した事業をしっかりとやっていくということは、そのとおりかと思っております。

また、四万円の定額減税の話もありましたし、間もなくボーナスも出て、消費が伸びるのではないかなというふう

に思います。ぜひ皆さんもたくさんお金を使っていただいて経済が回るように、特に県の幹部の皆様方はしっかり消費をしていただきたい、個人消費を伸ばしていただきたい、こう思うわけであります。こうした、ボーナスと合わせて、定額減税の効果もそうですけれども、しっかり個人消費が上がるような効果が出るように期待したいと思います。

雇用のほうも、聞きますと建設分野がまだ大変だというような話でありますし、また、この建設分野の経済効果も非常に大きなものがあると思いますので、建設分野での雇用状況がボトルネックになって経済が伸びないということがないように、雇用の分野についてもしっかりと目を光らせていただきたいと思います。

エネルギーコストの高騰というのは、変動もあるわけですが、もう大分高い状況で、それに加えて十月一日からは郵便料金も上がるということで、封書で八十四円から百十円と大幅アップだと、請求書を送付するのにも金がかかって大変なんだというような声も出てきているようです。電子請求を導入させてDX化をどんどん進展させるチャンスなのかもしれませんけれども、一方で、この電子請求で法的要件を整えられるのかという疑問もあるようでありまして、なかなか簡単にはいかないのかなど。そしてまた、中小零細企業がこのDXを進めるといっても、高額なシステムを導入してもメリットが少ないというような話もあったりするわけで、とにかく中小零細企業の経営の安定化という観点から、次の定例会に向けて、国の動きも様々出てくるとは思いますけれども、しっかりと県としての考え方、そしてまた具体的な施策を練り出していただくようお願いをして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

県内の雇用の状況についてですけれども、先ほども申し上げましたけれども、全産業で人手不足が続いていると、特に建設業、サービス業で人手不足があるようであります。

雇用の確保につきましては、少子高齢化で全国的に労働力不足が生じているわけでありますけれども、国会におきましては、六月十四日に入管法が改正されました。今までの技能実習制度が廃止されて、人材確保目的を明確にした育成就労制度が、三年後ですかね、二〇二七年にも始まることになりました。実質的な移民の受入れという形になるわけでありますけれども、本当に大きな入国管理の制度の転換点だなというふうに思うわけであります。

この育成就労制度では職場変更が容易になると、そして、より条件のよい職場に外国人の方が流れると言われていきます。外国人材の雇用確保によって経済が維持されるということは大変重要なことでありますけれども、円安、物価高の日本で、メリット感が少なく外国材がなかなか来にくいんじゃないかなんていう話もあるわけですが、来日する外国人にも選ばれる環境かどうか雇用確保の重要な要素となってきたのかなと思います。

折しも、この山形県におきましては、今年度「多文化共生元年」と位置づけて取組を進めようとしているわけでありますけれども、この点について伺ってきたいと思います。

先般、知事は、フランス、イタリア、そしてタイを訪問されました。山形県の売り込みをしていただいているわけでありますけれども、この海外訪問を通じまして、世界の中の日本、世界の中の山形というものをじかに感じる機会になったんじゃないかと思います。

少子高齢化がどんどん進んでいるということで、外国人材も活用しなきゃいけないような状況にあるわけでありまして、そしてまた日本としても制度を大きく転換させたというような状況になっています。山形県もその制度を活用して産業を維持しなきゃいけないという状況にあるわけであります。

知事は、単なる国際化ではなくて、さらに一歩進めて、多文化の共生というところに着目されて政策を打ち出そうということで、今年はその元年だというふうにされたわけでありますけれども、この育成就労制度についてどのように受け止めておられるのか、そしてまた多文化共生、特に共生の推進というところに重きをなしておられるわけでありますけれども、どう取り組んでいこうとおられるのか、知事の意気込み、お考えをお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。

委員のお話にもありましたように、あらゆる産業分野で人手不足が深刻化しております。そういう状況でありますから、本県でも外国人材の受入れ拡大が進んでおります。令和五年十月末現在の本県の外国人労働者数は五千七百四十三人です。初めて五千人を超えて、過去最高となりました。ちなみに、在留外国人の数は、令和五年十二月末現在で九千百十一人でございます。

今後、より一層外国人材を受け入れ、定着を促していくためには、就業支援や労働環境の改善といった事業所における取組と併せて、地域においても外国人を社会を構成する一員として受け入れていくというそういう視点に立って、外国人も安心して暮らすことができる環境整備を進めていかなければならないと考えております。

このため、今年度を多文化共生元年と位置づけ、日本人も外国人も互いを認め合い、地域を構成する一員として共に活躍できる多文化共生社会の実現に向けたアクションプランとなる多文化共生推進プラン・仮称を策定することとしております。

こうした中、出入国管理法などの改正案が今月十四日に成立いたしました。これまでの技能実習制度に代わって、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とした育成就労制度が今後三年以内に導入されることとなりました。この育成就労制度では、三年間で専門技術を習得した後、さらに五年間の就労を経て熟練技能のレベルまで達すれば、在留期間の更新の上限撤廃や家族帯同が認められることとなり、外国人材の定着に結びつく可能性が高まると考えているところです。

一方で、育成就労制度におきましては、技能実習制度では認められていなかった転籍が可能となりますので、地方から賃金の高い都市部への流出が懸念されております。これも委員のお話にございました。それで、政府として、転籍により外国人労働者が大都市圏等に過度に集中することとならないよう適切に対応していく必要があるというふうに考えますし、地方としても外国人が地方で安心して働いて生活できる、そういう環境づくりをすることが重要であると考えているところです。

県としましては、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、外国人も安心して生き生きと働き、生活をし、山形県に来てよかったと思ってもらえるように、多文化共生社会づくりを進め、外国人材の受入れ拡大・定着の促進を図ってまいりたいと考えております。

○柴田委員長 梅津委員。

○梅津委員 知事は、四月一日の年度初めの職員への訓示の中で、この多文化共生ということについてお話しになっておられるわけでありまして、外国人を単なる労働力とみなすのではなく、地域社会を構成する一員として共生できる社会をつくっていくことが大事だというふうにおっしゃられました。そしてまた、市町村や企業、外国人本人たちの声をお聞きし、多文化共生プランをつくっていきましょう、それが今後の大きな布石になるというふうな御発言をされております。

国のほうとしてもこうした制度を大転換させる中で、山形県として多文化共生ということを打ち出して具体的な内容をつくっていかうとされたことは大変時宜を得たものと思うわけでありまして、先ほどおっしゃられた多文化共生推進プラン、仮称ということですが、このプランというのはい体どんなものになるのかということが気になるところであります。

このプランがどのような内容になるのか、育成就労制度についても関連するような内容になるのかどうか。そしてまた、山形県の計画については、この定例会においても、例えば総合発展計画にせよ、その他の計画にせよ、見直しがなされるというようなお話が幾度かあったわけでありまして、この国際関係の部分についていいますと、総合発展計画の実施計画のその下に位置づけられている山形県国際戦略ですか、これも見直しの時期になると聞いておりますし、また、個別具体的な計画として、おもてなし山形県観光計画だとか山形県産業振興ビジョンとか、そういったものも改定になると、こういう話のようであります。

総合発展計画は全ての計画が含まれているわけでありまして、その他具体的な計画と多文化共生推進プランの関係とか内容——どういった関係になってくるのか、どういう位置づけでこのプランがつくられることになるのか、一体どういう内容になるんだろうかというところが気になるわけでありまして。

どういう整理がなされてこのプランがつくられることになるのか、みらい企画創造部長にお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 多文化共生プランについてお尋ねいただきました。お答えいたします。

多文化共生推進プラン・仮称の策定に当たりましては、有識者委員会を設置いたしまして、一つに国際交流及び国際協力を推進する、二つに外国人材の受入れ拡大及び定着を促進する、三つに外国人が安心して暮らせる環境整備を促進する、四つに日本人と外国人との相互理解を促進するといった主に四つの観点から、共生社会の実現に必要な事項を調査・検討いただくこととしておまして、第一回の会議を七月下旬に開催することを予定しております。

また、別途、在住外国人の方々を対象といたしましたアンケート調査や、外国人材を活用されている事業者のヒアリング調査を実施することとしており、これらを踏まえた委員会での検討を進め、議会の御意見等を伺いながら、今年度中に策定してまいりたいと考えております。

今般、新たに創設された育成就労制度については、先ほど知事の答弁にもありまして、三年間の在留期間内で一定の就業期間や一定水準以上の日本語能力などを満たせば転籍が可能となることから、本県のような地方から賃金の高い都市部への人材流出が心配されるところであります。

このため、本プラン策定に先駆けて、産業労働部において、今年度、外国人を雇用しております県内企業が行う外国人労働者の住居に係る冷暖房設備設置などの環境整備等に対する補助制度を創設したところです。本県で働いている外国人の方々に、これからも山形で働き続けたいと思ってもらえるよう十分に意識しながら、外国人材の受入れ拡大・定着促進に向けた施策を検討してまいりたいと考えております。

なお、このたび策定しますこの多文化共生推進プラン・仮称でございますけれども、第二次山形県国際戦略の後継

プランとして位置づけておりますが、貿易振興ですとかインバウンドの推進については、それぞれ山形県産業振興ビジョン、おもてなし山形県観光計画の下で今後取り組んでいくこととなります。

県といたしましては、外国人を雇用する企業や地域住民をはじめとする様々な主体と関係を深めながら、本プランに盛り込む施策を総合的かつ継続的に展開していくことで、外国人の方々から山形を選んでいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○柴田委員長 梅津委員。

○梅津委員 今回の部長の答弁の中で、国際戦略の後継となるプランとしていくという話がございました。そしてまた四つの点について、受入れ拡大・定着促進あるいは環境整備といった点について盛り込んでいくという話のようでございます。七月に委員会がつくられて、また、アンケート調査や事業者へのヒアリングなども行われていくということでもあります。

先ほどから何度か御答弁もありますけれども、転籍が認められたことによって都市部へどんどん流れていく可能性があるということを考えますと、やはりこの山形県に定着していただくという点について非常に重視していただきながらこのプランをつくっていただき、そしてまたそれに基づく具体的な施策をつくっていただきたいと、こう思うわけでありまして。外国人材の受入れの面で他県に遅れることにならないように、また、多文化との共生というのは——この共生というのは非常に難しいと、こう思うわけでありまして。また後ほど警察本部長にもいろいろお伺いしたいと思っておりますけれども、真の意味で本当に共生できる、そして山形に定着していただく形につながるようなプランをしっかりとつくっていただくようお願いし、また期待をしたいと思っております。

そして、この外国人材の受入れ、それから経済・貿易面での県内企業のさらなる海外への進出ですとか、また外国人、インバウンドの受入れだとか、様々国際関係政策の立案・遂行に当たりましては、国際感覚を有する人材、この県庁の職員の人材が不可欠だというふうに思うわけですね。そしてまた、事あるごとにそのことについて述べてまいりました。

令和四年十二月の総務常任委員会でもこのことについて問うたわけでありまして。平成十七年度以来、十八年ぶりに職員の海外研修あるいは語学研修を再開するというところで、具体的にその研修が始まっているようでありまして。スタートというふうに当時の総務部長はおっしゃってございましたけれども、大変いいことだなと思うわけでありまして。内容を聞いてみますと、庁内の語学研修者が三十六人、そしてニュージーランドへの二週間の短期留学が五名、コロラドへの二か月の短期留学が二名ということでもあります。

ただ、語学の習得だけで国際感覚を得られるかということ、なかなかそうではないのかなというふうにも思うわけですね。少なくとも、語学を習得し、そしてまた感覚を身につけるには最低でも一年は必要なんじゃないかなと、こう思うわけでありまして。できれば二年のマスターコースに入って勉強する、そして修士号を取ってくる、そして国際感覚を身につけ、また人脈をつくって帰ってきて行政にそれを反映させるというような形をつくっていくべきではないかと思っております。また、これは英語だけですけれども、英語だけではなくて、最近の国際情勢に鑑み、マンダリンも学ばせるような、そういった方向に持っていくべきではないのかなというふうにも思うわけでありまして。

こういった研修あるいは留学というものは、国際業務に携わろうというふうにも思っている職員の士気にもかかる、モラル、やる気というものにもかかってくると思っておりますし、実際に将来の山形県、国際的に開かれた、そしてまた関係の強い、そして具体的な利益の得られるような施策をつくっていくという意味でも重要ではないかと思うわけですね。

この県職員の人材育成、国際的な分野に携わる人間の人材育成についてこれからどう取り組んでいこうとしているのか。これは、先ほどプランをつくっていくというような話もありましたけれども、そういった中にもこういった内容を取り込んでいくべきではないかと思うわけでありましてけれども、その点についてどうお考えになるのか、総務部長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○柴田委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 答えいたします。

県では、複雑・多様化する行政需要に対応し、効果的・効率的な県政運営を行うため、職員の資質や意欲を把握した上で、適材適所を基本とした人事配置を行い、職務遂行を通じて職員の能力向上を図ることで人材の育成に努めているところです。

国際関係の業務に従事する職員の育成も基本的に同様であります。一方で、急速にグローバル化が進む中において、即戦力となる人材を確保するため、令和元年度から、高度な語学力や職務経験を有する人物を対象とした国際・観光職の試験を実施し、これまで職員五名を採用しております。これらの職員については、国際交流や観光部門など知見を生かした業務で活躍いただいているところです。

また、これまでも業務遂行上の必要性を考慮しながら、海外事務所・関係機関への職員派遣も行ってきております。

とりわけ、インバウンドを含め経済的結びつきが強くなっている中国・台湾をはじめとする中華圏に関しましては、山形県ハルビン事務所を開設して以来、職員を所長や副所長として派遣しておりますが、こうした職員については、素養のある者を現地の大学に一年半から二年程度派遣し、中国語のみならず風土や文化などを直接学ぶ機会を設けることにより育成するなどしており、帰国後もこうした経験を通じて得られた知見を生かして業務に取り組んでいただいているところであります。

このほか、国際感覚を涵養するには、語学力を向上させることがその第一歩となると考えております。そのため、昨年度から職員向けの庁内語学研修を実施し、年間を通じて英語力の向上に取り組んでいるほか、実際に外国に滞在し、その国の風土に直接触れるとともに、現地の行政機関や学生との交流等を通して国際感覚を身につけられるよう、海外短期留学を復活させ、実施しております。参加した職員からは、「英会話に対する抵抗がなくなり、スピーキング力も向上した」、また「世界には人種、言語、宗教、価値観の違う方がたくさんいて、自分の常識が相手にとっての常識とは限らないということをもっと経験できた」といった感想が寄せられております。

今後は、ニーズの把握や効果検証を行いながら語学研修等の取組を継続するとともに、国際交流員やリスティングセミナーを活用し、外国文化等への理解促進に係る取組を検討してまいります。

県としましては、施策のニーズや求められる人材を十分に把握しながら、引き続き、国際感覚を有する職員の効果的な育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 梅津委員。

○梅津委員 ありがとうございます。一年半から二年、現地の大学に行かせているという話も伺いましたし、また、令和元年度からは即戦力となる職員を採用しているという話も伺いました。

長期の留学というのは、本当にいろんな意味でその本人の資質を高めるとともに、人間関係が、現地の人間、あるいは同じように現地に留学している他の都道府県から来ている方々との関係とか、そういった意味でも非常に人脈を深くする機会でもあると思います。そういう意味でも、ぜひこの計画が、国際戦略に代わる新しい多文化共生推進プラン・仮称というのできるということでもありますから、そういった中にも盛り込んでいただいて、ぜひこの県庁職員の人材育成にも配慮していただくようお願いしたいと思います。

また予算ですね、今年度は元年ということでもありますけれども、来年度に向けて様々な事業が具体化される、もちろんプランができてそれに基づく事業という形になるんでありましょ、検討されて上がってくるんだらうと思えますけれども、予算の面でも多文化共生元年というこの名前に資するような内容がしっかり盛り込まれるように、サマリーレビューから、これから概算要求があつて、県の予算が来年度に向けてつくられていくということであろうと思えますので、総務部長におかれましても、しっかりその辺を見ていただいて、国際的な分野の多文化共生元年的予算がしっかりできるようになるであろうことを期待し、お願いをしておきたいと思えます。

ありがとうございます。

入管法が改正されて育成就労制度が始まることになるわけでもありますけれども、経済を維持していく上では大変大事なことであります。ただ、やっぱり心配もありまして、端的に申し上げますと、外国人の急増によって犯罪が増えるんじゃないかということでもあります。

山形県での外国人の犯罪というのはあまり聞かないわけでもありますけれども、先日、小国町で、ピッキング犯罪をしたと思われるベトナム人の方々が職務質問中に逃げたという事件があったわけでもありますけれども、他県では、就労者集団だけでなく、観光ビザで入国して難民申請をする一部の方々がコミュニティーを形成して、地域で様々なあつれきを生じさせているという話も聞こえてまいります。具体的に言うと、川口市のクルド人の問題のようなものであります。

山形県はトルコからの在留者というのが数名ということでもありますので、クルド人コミュニティーがあるというような話はないんでしょうけれども、先ほども知事からお話がありまして、労働局の情報によると大体五千七百人、六千人弱の外国人労働者がいらっしやって、中でもベトナム人が二千二百九十三人と、その次が中国人、フィリピン人と、こういう状況のようでもあります。

外国人だからといって差別したり蔑視したりすることはあつてはならないわけでもありますけれども、ただ、社会的・文化的な差異が地域とのあつれきを生むというようなこと、そして、その結果として治安が不安定になるということはあり得るわけでありまして、それこそやっぱり共生というものをどう進めていくのかということについて真剣に考えて、そのための施策をつくっていく、そして実行していくことが重要になってくるわけでもありますけれども、今、他の県で起こっているような状況を見ますと、共生というところからは程遠い状況が生じているのかなというふうに思うわけでもあります。度を過ぎた行為に対しては、法に基づいて厳正に対処していただかなければなりません。

警察庁から通達が出されているようでもありますけれども、平成三十一年に各都道府県警本部長宛てに、各県警本部において様々な対策を取るようという通知が出ているということで、それに基づいて山形県警でも在留外国

人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱というものができているようであります。そして、それに基づいて各所属長に対して通知を行ったと、そして警察活動が実際に行われているということでございます。

個別具体的な話は結構なんですけれども、この外国人の集団ですとかあるいは犯罪について、それを抑止していくためには情報というものが非常に大事だというふうに思うわけであります。取締りというのは、大体組織犯罪とか刑事とか生活安全とか、それぞれ起こった犯罪によって対応する部署が違うと聞いておりますけれども、やはり事前に様々な情報を入手し、それを抑止する、あるいは実際に起こったときには、きちんと連携して対処することが大事になってくるというふうに思うわけであります。

その点について、先ほど、通達を出して様々な警察活動を行うようにという指示が出ているということでありましたけれども、山形県警においてはどのような活動をされておられるのか、そしてまた、最近山形新聞でも報道がありましたけれども、事業者のほうに警察のほうで出向いて、外国人労働者に対して研修を行って、犯罪をやらないようにとか、そういういろんな話をさせていただいているというような話がありました。警察活動の一環としてそういうことを行っているということは大変いいことだと思うわけでありますけれども、そういった活動はどれぐらい行っているのか、そういったことも含めて、外国人の方の反応だとかあるいは効果だとか、その辺も含めて県警本部長の御見解をお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 鈴木警察本部長。

○鈴木警察本部長 お答えいたします。

県内における来日外国人の総検挙件数につきましては、令和五年は百八件でありまして、令和三年以降百件を超えて推移するなど、高止まり傾向にあります。

その背景といたしましては、出入国管理及び難民認定法いわゆる入管法の改正により、平成三十一年四月から新たな在留資格による外国人人材の受入れが開始されたほか、最近では、いわゆるアフターコロナ下における人流の活発化の中で、在留・訪日外国人が増加する環境にあることなどが挙げられるかと考えています。

また、来日外国人犯罪の特徴といたしましては、昨年における刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は八割を超えるなど共犯率が高く、犯罪組織の関与がうかがわれるほか、国籍の多様化も認められるところでございます。

さらに、来日外国人の犯行形態につきましては、これまでその大半を占めておりましたドラッグストア等量販店における大量万引きに加えまして、最近では、委員御指摘のとおり、侵入窃盗のほか特殊詐欺、薬物事犯等も発生するなど、その罪種が多様化する傾向も認められます。

こうした状況を受けまして、県警察におきましては、本年二月に、来日外国人による犯罪も含めた組織犯罪の壊滅に向けまして、県警察の総合力を発揮し、部門横断的な取締りを強化するため、Σプロジェクトを立ち上げまして、犯罪情報の収集と分析、犯罪収益の剥奪、上位被疑者の検挙など、各種犯罪の元凶となる組織犯罪を摘発し、犯罪抑止に資する先制的な捜査を展開しているところでございます。

また、今後、在留外国人が一層増加することが予想される中、県警察におきましては、犯罪加害者、被害者としても巻き込まれないように、在留外国人との共生に向けた各種活動も行っているところでございます。具体的には、在留外国人の受入れ企業に対しましての巡回連絡のほか、在留外国人を対象とした研修会等を実施しております。そこでは、交通ルールの遵守や災害時の対応、そして防犯対策等と呼びかける広報啓発活動を行っているところでございます。

昨年は、こうした活動を計三十一回、約三百七十名に対して実施しているところでございます。参加された外国人の方からは、「日本と母国とは治安に関するルールが異なるので、こうした研修会は日本で生活をしていく上で大変役立った」などというような感想が寄せられておるところでございます。安全安心の確保の観点から、共生に向けた情報発信を行うことの重要性を改めて認識しているところでございます。

県警察といたしましては、引き続き、在留外国人に係る犯罪被害防止と外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等を図り、治安維持の観点から、日本人と在留外国人が安心して安全に暮らせる山形県の実現を目指しまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 梅津委員。

○梅津委員 Σプロジェクトですか、そういうものができていると。そしてまた共生というのが大変難しいというふうに申し上げましたけれども、その共生のために出前の様々な研修を行っていただいて、外国人の方々に日本というのはどういうところなのかということをも具体的に教えていただいているということなのかなと思います。そういった共生のための警察による具体的な活動というのは大変重要なものだと思います。そのことによって外国人が犯罪に巻き込まれたり、あるいは外国人が犯罪を行うことが抑止されるような、そういうことは非常に大事なことだと思いますので、ぜひこれはどんどん推進していただきたいと思うところであります。

また、この多文化共生推進プランというのは県のほうの推進プランなわけですが、警察のほうからも適宜きちんとアドバイスをしていただくなり、あるいは県のほうからも警察のほうにアドバイスを求めるというようなこと

もぜひしていただきたいなと思うところであります。安心安全な中にこの多文化の共生が行われる、そして外国人が定着していく、そういった形になるように期待したいと思います。

それから、警察のほうでも人材育成をしっかりといただいているという話を聞いております。むしろ県よりも多言語というんでしょうか、いろんな言語を話せる警察官の方々がたくさんいらっしゃって、それこそそういった多言語の、各国に実際に行って研修もしてられるというような話もお伺いしました。ぜひそうした点も引き続き推進していただいて、研修もそうですけれども、実際の犯罪が起こったときの検挙などもしっかりとできるようにしていただきますようお願いしまして、県警本部長への質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

時間がなくなってまいりましたので、屋内スケート場の関係についてお話を伺わせていただきたいと思います。

この二十六日に施設整備検討会議が行われて、昨年度検討された基礎調査の結果が報告され、議論されたということであります。報道もなされております。内容を大変興味深く読ませていただきました。設置される場所に応じた各種の試算、比較検討、こういったものがなされておりました。村山地域の都市部に立地する場合、村山地域の周辺部に立地する場合、その他の地域の都市部に立地する場合、その他の地域の周辺部に立地する場合の四パターンについて試算等が行われているというふうな状況でございました。

この調査を踏まえて、検討会議で一定の方向性をこれからさらに整理していくことになるんだろうと思いますけれども、私は、経済的な効果はもちろんですけれども、地域的な観点、地域政策という点も忘れないでいただきたいということをかねてから申し上げてまいりました。

特に山形県にとって最大の観光地である蔵王という価値を十分に生かしてもらいたい、また価値を伸ばしてもらいたいというふうに思っております。地域の方々からも「蔵王」という名を冠することのできる地域へぜひという要請活動が副知事になされたという経緯もございます。

こうした地域振興、地域ブランドの増大という点についても今後行われる検討の中でしっかりと議論していただき、結論が出るようにしていただきたいと思うわけでありまして、この点について、みらい企画創造部長の御見解をお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

県では、令和四年度に有識者による屋内スケート施設あり方検討会議を設置し、令和五年度には、スポーツ施設に知見を有する民間のマーケティング会社に基礎調査を委託するなど、屋内スケート施設整備に係る検討を進めてまいりました。

今年度は、これまで積み重ねてきた検討を次の段階にステップアップさせ、一定の方向性を整理すべく、一昨日、二十六日に一回目の屋内スケート施設整備検討会議を開催したところでございます。会議では、令和四年度に整理した持続可能な施設とするための基本的な考え方や基礎データの収集を目的とした昨年度の基礎調査の内容を報告しております。

この基礎調査では、東日本のタイプの異なる九施設の事例調査や県内外の関係者ヒアリングにより収集したデータを基に、整備・運営コストや利用者数・料金収入の見込み、経済波及効果を試算いたしまして、立地場所や通年運用、季節限定運用などの運用方法、固定観客席数などで比較検討を行っております。基礎調査により得られた内容は、今後の検討に際して有益なデータになるものと考えております。

その上で、先日二十六日の会議では、「昨今のスポーツ施設は、施設の複合化・多目的化、防災、インクルーシブ、省エネ・ゼロカーボン、インバウンドなど多様な切り口・役割が求められる」「季節を問わず子供たちが楽しめる施設になり、まちの魅力向上やブランディングにもつながる」などといった、施設の在り方検討における重要な視点についての御意見をいただいたところです。

県といたしましては、整備検討会議の委員の皆様から今回いただいた御意見を整理した上で、改めて関係団体の考え方をお聞きするなど、地域振興や県民のウェルビーイングの向上につながるものとなるよう、さらに検討を進めてまいります。

○柴田委員長 梅津委員。

○梅津委員 しっかりと検討をよろしく願います。

最後に国道三百四十八号の安全対策についてをお願いをさせていただいて私の時間を終わらせていただきたいと思っております。

一般質問でも国道三百四十八号の高規格化に関する話がありました。私は、五月二十八日に国道三百四十八号整備促進期成同盟会の総会に出たんですけれども、その席で白鷹町長が発言を求めて、ルートの研究をしていきたいというような話があったわけでありまして。いろいろ事務的にお話を聞くと、それが何なのかというのはよく分かりませ

んと、こういう話なんですけれども、県土整備部長からの御答弁で様々な措置が取られてきているという話、それから高規格にはまだまだちょっと時間がかかるというような印象を抱いたわけであります。

また、警察本部長のほうからも先日御答弁があったんですが、例えば、さらに速度制限なんかをしたりすると渋滞が生じちゃうんじゃないとか、それから追越し車線を新しくつくったらいんじゃないとか、様々なアイデアが出てきていたりすると。白鷹町がどういう検討をするのか分かりませんが、研究するに当たって何か意見を求められるとか、あるいはこうしたほうがいいんじゃないかというような事項があるようであれば、ぜひ協力していただきたいということでございます。

本当にこの路線は、私自身も西置賜にルーツがあって、あと前職で小国町との行き来を何百回もやったというので、非常に思い入れのある、思い出のある路線でありまして、ぜひ今の状況を改善して安全にしてもらいたいという思いがございまして、ぜひ御協力いただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○柴田委員長 梅津庸成委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 零 分 休 憩

午前 十一時 十一分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。船山現人委員より資料配付の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

船山現人委員。

○船山委員 おはようございます。自由民主党の船山現人でございます。よろしく願いいたします。大変緊張しております。(発言する者あり) すごく。「すご緊」です。

質問に入ります前に、先週行われました東北高等学校ホッケー選手権大会の様子につきまして御紹介をさせていただきたいと思っております。

これは、インターハイの予選であります。と同時に東北の選手権大会でもあります。結論から申しますと、米沢商業女子ホッケーチーム、そして置賜農業高校男子ホッケーチーム、両方とも決勝に進みまして、長崎県でのインターハイに出場が決まりました。特に、米沢商業の女子ホッケー部につきましては、岩手県って強いんですが、岩手県代表の不来方(こずかた)高校の女子ホッケーチームと決勝で対戦いたしまして、大逆転勝利を飾ったところでございます。残り十八秒で追いついて、そしてシュートアウトという、言わばPK合戦みたいなものですが、それで最後の最後に一点入れて勝ったと、劇的な勝利でございました。

米沢商業高校は来年度から米沢鶴城高校となりますので、今年が米沢商業高校としての最後の大会ということになります。記念すべき勝利になったのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、昨日、ある政治の勉強会に参加いたしました。そこで山形市長の佐藤孝弘氏の講演をお聞きしましたが、山形市は佐藤市長が就任されてから全く変わったというふうに言われておりますが、やっぱり本当に変わったんだなというふうに感じたところでございます。事業の進め方、それから事業の展開の仕方、本当に目を開かされるような、そういう市政運営をされているという感じがしたわけでございます。

それでは質問に入らせていただきたいと思います。

令和四年八月豪雨による被災箇所に対する対応について、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

この質問をしようと思ったのは、昨年も十二月定例会で皆さんに写真をお見せしたわけなんです、川西町の万福寺川という河川の水害対策でございます。誕生川との合流部分が処理されていなくて、ジャングルのような状況に今なっているんですが、それにつきましては、昨日、河川国道事務所の所長から連絡がありまして、来週一週間ぐらいかけて処理しますというお話でしたので、そのところは解決するわけなんです、問題は、その最上川本川につきましては、国が二十一億円、それから県が八十一億円かけて、最上川上流置賜地域緊急治水対策プロジェクトということで進められておりまして、それは順調に進んでいると伺っているんですが、それ以外のところは、国も維持管理の経費であるというふうに言っておられたわけなんです。

ところが、維持管理のお金がなくなるとそれができないというようなことがよく県政でも起こるわけなんです、そういうような形にしないで、国と県が相互に話し合いをして、そういうところが出てこないようにすべきではないかということの質問でございますので、その点につきまして県土整備部長にお答えいただきたいと思います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

令和四年八月の大雨では、線状降水帯の発生により置賜地域を中心に記録的な豪雨となり、南陽市、川西町、白鷹町等において、最上川の水位が計画高水位を超過したところでございます。最上川の水位の影響は支川にも及び、委員御指摘の川西町の万福寺川では、溢水により周辺地域が浸水被害を受けたところでございます。

その令和四年の災害を受け、国土交通省、県、市町などでは、その年の十二月に最上川上流置賜地域緊急治水対策プロジェクトを策定し、同様の大雨に対して再び災害が起こることのないよう、河道掘削などの対策を集中的に実施しております。

その進捗につきましては、最上川本川において、国土交通省により約十四万立米の河道掘削が行われ、令和六年三月に完了したところでございます。この結果、令和四年の洪水時における最上川の水位を計画高水位以下に抑え、その効果として、支川の水位上昇も低減することができ、本川だけでなく支川の溢水の防止も図られております。また、県が管理する支川においても、川西町の万福寺川や元宿川など、置賜地域で約十萬立米の河道掘削が完了したところでございます。

このように、最上川上流置賜地域緊急治水対策プロジェクトにつきましては、着実に進捗が図られているところでございます。

御質問の緊急治水対策プロジェクト以外の箇所につきましては、県においては、通常の維持管理予算に加え、令和二年度から緊急浚渫推進事業債を活用し、堆積土砂や支障木の撤去を計画的に推進しております。そのため、緊急浚渫推進事業債につきましては、今後も継続するよう、政府に対して提案を行っているところでございます。

また、御指摘の、川西町の誕生川など県が管理する区間と、国土交通省が管理する区間が接続する河川におきましては、県と国土交通省が連携して対応することが重要だと考えております。このことから、県としましては、引き続き国土交通省との情報共有を日頃から密に行い、より効果的な対策となるよう協力・連携してまいります。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 ありがとうございます。とにかく災害が起こりそうなところをしっかりと対策するということ、どのような方策を使ってでもやっていただきたいということでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、道路中期計画の後期における置賜管内の整備見通しにつきましてお尋ねいたします。

米沢長井道路整備については、近年は予算措置も順調で、今年の三月には、川西バイパスの一部区間が供用開始されました。地域住民も大変喜んでいただいております。その残りの区間は、現在、中期計画の期間内に是が非でも全線供用しなければなりません。

現在の進捗状況と残りの事業量と今後の見通しにつきましてお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

一般国道二百八十七号は、米沢市を起点に、長井市、寒河江市などを經由し東根市に至る、本県の産業、物流及び観光振興を支える重要な路線でございます。このうち、米沢市から長井市間は、幅員が狭く線形が悪いなどの課題がございますので、米沢長井道路として、米沢市窪田町から長井市泉までの十九・四キロ区間を四つの工区に分けて整備を進めてきたところでございます。

この米沢長井道路は、平成三十年度に策定いたしました山形県道路中期計画二〇二八において、計画の最終年度である令和十年の全線供用を目標に事業を推進し、昨年度までに長井南バイパス、米沢北バイパス及び川西バイパスⅠ期区間の計十二・六キロメートルを供用しております。

事業の推進に当たりましては、時間を要する軟弱地盤対策のほか、必要な事業予算の確保が課題でありましたが、平成二十八年度から高規格道路の梨郷道路へのインターチェンジアクセス道路の整備として個別補助に採択され、さらに令和二年度からは国土強靱化予算も活用できたことから、計画的に事業が進められたものでございます。

現在、残る工区は米沢川西バイパスと川西バイパスⅡ期区間の二工区、約六・八キロメートルとなります。用地取得はほぼ完了しており、今年度も当初予算として必要な事業費が確保できたことから、目標どおり計画期間内での供用ができるものと見込んでおります。

ただし、これには軟弱地盤対策が順調に進むとともに、今後も安定的な予算が確保できることが前提となります。そのためには、国土強靱化予算の継続が必須であり、昨年十月に県議会から政府に意見書を提出いただいたことは、大変心強く感じているところでございます。

県といたしましては、必要な予算をしっかりと確保し、令和十年に全線供用できるよう、引き続き関係者と連携しながら整備を推進してまいります。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 昨年十二月に米沢長井道路の米沢北バイパスが供用開始になったわけですが、沿線の方の反応を聞きますと、大変近くなって便利になったというようなことを皆さん口をそろえておっしゃっております。それが米沢長井道路全線供用になれば、その効果がまた絶大なものになると思いますので、ぜひ予定どおり完成させていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

どうもありがとうございます。

今議会の代表質問におきまして、柴田議員が大変いい質問をされました。議員になってからまだ十年しかたっていないとは思えないようなすばらしい質問であったと思っているところでございます。今後とも御活躍を大いに期待するものでございます。

それで、その中に米坂線の復旧に関する質問がございました。知事が答弁されましたが、従来のお考えからそんなに変ってはいないのかなというような気がいたしました。その答弁の最後に、スピード感を持ってこれから取り組んでいくというお話があったわけですが、どのようにスピード感を持って取組を進めていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 米坂線の復旧ということでお答え申し上げます。

米坂線の復旧に向けましては、JR東日本、山形、新潟両県、そしてまた沿線市町村が参加するJR米坂線復旧検討会議が設置され、議論を進めております。先月開催された第三回会議では、JR東日本から復旧後の米坂線の利用見込みの試算結果が示されました。JRが運営することを前提とした復旧は難しいとした上で、復旧後の運営パターンとして、「JR運営」というのが一つ目に入っております。そして二つ目には「上下分離」、三つ目に「地域が運営する鉄道」、そして四つ目に「バス転換」という四つが初めて示されたわけでございます。本県としましては、基本的にはJRによる復旧と運営が最も望ましいと考えており、会議では、新潟県や沿線市町村からも同じ意見が出されたところであります。

鉄道の復旧費用につきましては、鉄道軌道整備法に基づく、政府と地方公共団体が同じ割合を負担する補助制度がございます。これまでも申し上げてきておりますとおり、この制度の活用については念頭に置いているところであります。

また、JR東日本からは、従来から、復旧費用だけでなく利用者の減少など将来にわたって安定的に運営できるかどうかも課題であるというふうに向っております。今回示されたパターンのうち、二つ目の「上下分離」と三つ目の「地域が運営する鉄道」につきましては、地方公共団体が運営費も負担することを前提としたパターンになるわけですが、それぞれのパターンについて具体的な説明はありませんでした。それで、今後話し合いを進めていく上では、JR東日本としてどのように考えているのか、詳しくお聞きする必要があると考えておりまして、新潟県と連携して、担当部局レベルでの情報収集と意見交換を行っているところであります。

米坂線は、通学の足として利用する高校生など地域住民の日々の暮らしを支える、なくてはならない公共交通機関であります。本県と新潟県とをつなぐ横軸として、全国的な鉄道ネットワークの一翼を担う大変重要な路線であります。そうした観点に立ちながら、この復旧検討会議の場も含めて、JR東日本、新潟県や沿線市町村と話し合いを重ね、早期復旧に向けて、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

スピード感ということでございますけれども、やはり山形県と新潟県の二つの県をまたいでいる路線であります。そして、それぞれの県の沿線市町村のお考えでありましたり、また、いろいろな今後のその何というんでしょうか、パターン二と三を申し上げましたけれども、そのことをもっともっと詳しくJRと話し合いをしながら、また、沿線市町村ともしっかりと話し合いをしながら、一喜一憂することなく、しっかりと進めていきたいということでございます。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 つまり、JR東日本としましては、復旧後の運営をどうするかということが、そのこのめどが立たないというちは復旧もしないと、こういうふうに言っているんだというふうには私は思っております。

それで、只見線の例につきましては、十二月の予算特別委員会でも申し上げました。内堀知事が就任されて、そして、会津の復興は只見線の復旧だと、それを実現するようにしっかりと努力していくという、そういう強い決意を持って取りかかっているから、その復旧が進んできた。

それからJR九州の肥薩線につきましても、今年の四月に上下分離方式にするという、そういう決断をしてから事が進んだというふうには理解をしております。肥薩線のほうは、全体で復旧費用が二百三十五億円とか、それで九割は公費負担で賄うと、そういう大変な工事になると。工事期間も二〇三三年までと見込んでいるということですので、大分長い期間なんです。

先日、小国町におきまして米坂線整備促進期成同盟会がございました。その折には、新潟県からは国会議員も来ない、県議会議員も来ないんです。ですから、新潟県のほうはやはり山形県とは少し温度差があるのかなという感じを受けざるを得ないというふうに感じてきました。被害額は山形県のほうがずっと大きいわけですので、山形県がリー

ダーシップを執って、それで新潟県にしっかりと働きかけをして、そしてJR東日本とも交渉するというようなことが是非でも必要だというふうに思っております。

ですから、今回の復旧につきましては、復旧後の運営も見据えて、山形県がリードしていかなければならないと思うわけなんです、知事はいかがお考えでしょうか。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 山形県と新潟県の両県にまたがる路線でありまして、全国的に見ても横軸の大事な路線だというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますけれども、これまでも、花角知事となかなかお互いにリアルにお会いできないということがありましたけれども、先般、東京でお会いすることとしまして、お話しをしてきました。そして、これからもしっかりお互いに認識を共有しながら進めていこうということになったわけです。

山形県と新潟県では、山形県側のほうが災害で受けた長さでありましたり、その費用、費用といいますが額でありましたり、はるかに大きいわけでありまして、そうですね、リーダーシップと言えるかどうか分かりませんが、山形県として、やはりしっかりその沿線市町村の御意見、また置賜地域全体としても非常に重要な路線だということも、置賜の首長の皆さんと一緒に御意見をお聴きしたときに、はっきりとそのような考えが出されたわけでありまして、そういった認識を持って、プロセスというものを非常に大事にしながら地域を盛り上げていく、これが私、地域活性化だというふうに思っておりますので、復旧に向けて、沿線市町村の盛り上げということもしっかりと力を入れながら、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。そうしたことは、花角知事にもお伝えしているところでございます。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 なかなかスピード感が感じられないというふうに思いました。費用の負担について踏み込んでいかない限り、この事案は解決に向かっていかないわけです。ですから、費用負担をするんだということをまず山形県が打ち出して、そして交渉に当たっていくということがぜひとも必要だというふうに思います。これ以上は言及いたしませんけれども、そこをしっかりと踏まえて、今後、取組を進めていただきたいと念願して、今日はここまでということにさせていただきます。と思います。

続きまして、置賜地方に県の農業機関——研修・研究のことなんです——の施設が他地区と比較して極めて少ないとの指摘が、置賜地方の農業委員会の会長会から昨年七月にあったわけでございます。そして、置賜にそのような機関をつくってもらいたいという要望がございました。

今日お配りいたしました資料を御覧いただきたいと思っております。

これ、県下の農業機関の配置図でございます。各ブロックには、農業技術普及課と産地研究室がそれぞれあります。置賜にもあります。それを除いて、そして置賜にあります内水面水産研究所、それから庄内にあります水産研究所は、これは水産でございますので、農業ではないというような考えに立ちますと、置賜には、なるほど県の研究・研修機関というのは存在しないと言われても仕方がないというふうに私は思っているわけでございます。

この点についてどのように捉えておられるのか、また、この指摘にどう応えられるのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 置賜地域における県立の農業機関・施設について御質問をいただきました。

置賜地域における農業関係の指導・研究機関としましては、置賜総合支庁産業経済部に農業技術普及課と西置賜農業技術普及課、産地研究室の三か所を設置しております。また、水産ではございますが、内水面水産研究所ということで、内水面漁業の振興を担う試験研究機関がございます。

このうち農業関係の研究機関といたしますと、産地研究室でございますが、大正九年に県立農事試験場置賜分場として創立して、水稲や果樹などの試験研究を実施しておりましたけれども、昭和四十年に整備した園芸試験場に果樹部門を移管しました。平成十三年度には、総合支庁の設置に伴い、名称を産地研究課として野菜の試験研究を始めまして、さらには、県全体の農業関係試験研究機関の組織再編を経まして、平成十七年度から現在の体制で、置賜地域の園芸作物に係る技術開発と農業者への技術移転を行い、新たな産地形成に貢献しているところでございます。

特に、技術移転のために、農業技術普及課やJAの生産部会等が主催する圃場研修の受入れなどを行っており、令和五年度の受入れ実績は、ダリアやアルストロメリア、アスパラガス、啓翁桜などの各品目で合計十八回、参加人数は延べ約二百五十人となっております。農業者が最新の技術を学ぶ場として活用されております。

このほか、指導機関である各農業技術普及課では、産地研究室と連携して技術研修を行うとともに、新規就農者向けの農業経営実践講座や食品加工研修会、デジタル経営塾などの農業者のニーズに応じた各分野の研修を実施しております。その際には、管内の展示圃場を活用した現場での指導に加えまして、内容に応じて、山形市にあります農業

総合研究センターや寒河江市にあります園芸農業研究所等で研修を行うなど、他地域に引けを取らない高いスキルが身につけられるような取組を行っているところでございます。

引き続き、置賜地域の各農業技術普及課及び産地研究室において生産者組織やJA等と連携を密にしながら、農業者等に速やかな技術移転を図るとともに、生産者の技術力向上を支援してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 今日、川西町の行政関係の役職を歴任された方から突然電話がありまして、一つは米沢長井道路とそれから県道が交わる場所で事故が非常に多いということでそこを何とかしてほしいと、それからもう一つが、置賜に県政の光があまり当たっていないんじゃないかという指摘ですね。言われてみたら、いや、そういうこともみんな感じておられるのかなというように思いました。ただいま質問している件につきましても、そういうことから農業関係の方が感じておられるのかなというように思ったところでございます。

それで、新たに県の農業の研修・研究機関を、いわゆる箱物でありますとか、それに附属する圃場を別に設けるということは、私は妥当ではないというように思っております。以前、私が当選して間もない頃に、置賜の議員の間には二つの大きな目標がございまして、一つは二百八十七号のバイパスを整備すると、つまり今の米沢長井道路でございます。もう一つが置賜に研究と普及とそれから教育の農業機関を設置すべきだというようなことで、二つありました。その後者の農業関係のほうは、県の行財政改革の中で組織再編になりまして、それでごまかされたような形になってしまっているわけなんです、やはりそのところがどういう形にすべきだったのかということをもっと深く考えて取り組むべきであったなというように、今、反省しているところでございます。

そのようなことから、これから教育長に置賜農業高校の質問をするわけでございますが、置賜農業高校のところに相当広い圃場がありますし、あそこがもう何と申しますか、使われているところと使われていないところがありまして、一体的に改修を図らないといけないという、そういう意見もいただいているところでございます。そのようなことで、その県の農業機関・施設を、南陽市のほうから言わせると、産地研究室をなくしてもらっちゃ困ると必ず言われます。これも前に言われました。しかし、やはり置賜農業高校と一体的なそういう整備を図っていくというところも一つの方法であると、今後の検討課題だなというように思っておりますので、ぜひ農林水産部長にも御認識をいただければというように思っております。

ありがとうございます。

続きまして、山形県の農業教育と農業振興につきましてお尋ねいたします。

山形県立の農業高校を東北一の農業高校にするプロジェクトについてであります。

東北一の農林専門職大学が開学いたしました。この機会に、専門職大学だけでなく農業高校も東北一にしたいものだと、すべきであるということで質問をしようと思ひまして、先日、置賜農業高校を視察しましたが、現在の施設設備の整備状況から見れば、とても東北一には程遠い状況にあると感じたところでございます。

資料を御覧ください。置賜農業高校の施設の配置図と、それから、それぞれの施設が造ってからどのくらい経過しているかというような、そういう資料がございまして。

以前から言われていたのは畜舎の整備でございます。これは、おかげさまで三年前に整備をして、立派なものを造っていただきました。ところが、ナンバーからいいますと一番から三番までの果樹に関する施設につきましては、もう造ってから六十年になるわけですね。この間見てきましたが、その建物の柱が腐っております。それで昨年度でしようか、補強をしたということなんですが、あまりにも古いと。こういうものが残っているわけです。

それから、十三番から十五番までの、旧農機具整備実習室、それから収納舎兼米穀調製室、作物専攻実習室——これはライスセンターです、ライスセンターが、それぞれ整備をしてこのような名前になっているわけなんです、それが造ってから五十四年になっております。それも見てきましたが、建物は大きくてがらんとしているんですが、そこに乾燥機が二台入っていて、それで、もみすり機とそれから選別機が無造作に置かれているというような状況です。現在のライスセンターとかそういうイメージと全く違う、そういった状況になっているわけなんです。そのほかにも置賜農業高校は改善しなくちゃいけないと思われるところが多数見受けられました。

そのようなことから、私は、この置賜農業高校の施設をもう一回しっかりと見直して、それで改善を図るべきだと、そして、ただ一つ一つ直すだけじゃなくて、トータルで考えて、置賜農業高校の農業実習施設全体を整備していくべきだというように考えますが、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

置賜農業高校は、明治二十八年に南置賜郡立蚕業学校として創設されて以来、現在に至るまで数多くの有為な農業人材を輩出してきた、歴史と伝統のある学校であります。

現在の校舎につきましては、教室棟と管理棟を平成五年度に整備し、その二年前の平成三年度には体育館を、平成

六年度には産振棟を整備しており、おおむね建築から三十年ということで、築年数といたしましては、県立高校の中でちょうど平均的な年数となっております。

また、ただいまお話のございました数多くの実習施設を保有してございますが、築年数は、五十年以上のものから、整備してまだ数年のものまで様々でございます。古い施設につきましては、機能面や安全面に支障がないようにすることが重要でございますので、学校の要望を踏まえながら必要な修繕を行いますとともに、時代のニーズに対応する必要がある施設につきましては、今お話がございました、令和二年度から三年度にかけて畜産関連の実習施設を全面的に改築したように適宜整備を行い、実習施設としての必要な機能の確保に努めているところでございます。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 ただいま学校の要望に応じてという言葉が出てきましたが、聞いてみますと、整備が必要だと感じているのは、農業科の先生、それから農業実習の指導に当たっている先生方です。それを学校のほうに要望しているんですが、なかなかそれが県のほうに上げてもらえないという話も聞きました。

なぜかという、一つは、高校再編というそういう全県的なテーマがあって、統合していくというような話がやはりあって、置農もその対象になるので、その整備を待っているといいますが、そういうことなのかなというふうに感じておられる方もいるということと、あと、校長先生とか教頭先生は大体二年で交代されますね。そうしますと、置賜農業高校というその一つの高校に対する認識というのが深くないんだらうと私は思います。

私立学校を見てみれば、これはもうそこでずっと経営をして、そして教育をして、そして施設整備を図って発展させるという一貫した、そして強い方針があるわけです。ところが県立高校はそうではないですね。ですから、校長先生になって、今度は教育委員会に行って、そしてまた出世をするというようなことを考えておられるとすれば、そんなに整備を一生懸命やるという感覚にならないのではないかとこのように言われております。

ですから、やはり高校再編とも絡んでくるわけでございますけれども、置賜農業高校はどういうものなのかと。これから庄内農業高校は統合してキャンパス制になるのか、そういうような方向になっていますよね。そうしますと、農業高校という名前になるのは、置賜農業高校が最後に残るか残らないかという話ですよ。ほかの県の青森とか秋田とか宮城などは、何々農業高校という歴史と伝統のある高校がしっかりと整備されて、それで残っておりますよね。そういうことから考えると、山形県はやはりそここのころに力が入っていないんだなというふうには感じるわけでございます。

ですから、現在、産業系高校フューチャープロジェクトもスタートしたわけですから、やはり置賜農業高校は、川西町それから川西町の農協でありますとか商工会も、しっかりと整備をして地域に根差す高校として人材の育成に取り組んでほしいという強い思いがありますので、この機会にしっかりとこれまでの方針を見直して、整理をしていただき、そして置賜には県政の光が当たっていないなどということと言われぬようにしっかりと取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

また、その施設整備につきましては、教育委員会の予算だけでなく、いろんなところから予算を、財源を捻出して整備をすべきだというふうに思っておりますが、その点も併せまして、教育長からお答えをいただきたいと思います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 県教育委員会では、置賜農業高校をはじめとする農業学科を設置しております高校につきまして、施設整備のお話になりますけれども、GPSによる制御機能を搭載した田植機やスマホで水管理ができます水田管理システムなど、昨今進展が著しいスマート農業に対応した農業機械や設備を導入したり、地元JAや各農機具メーカー等の協力を得まして、最新の農業機械に生徒が触れることができる機会を確保するなど、農業における最先端の生産技術等を学習できる環境の整備に努めているところであります。

県立高校の施設や設備の整備に係る財源につきましては、これまでも、文部科学省の交付金の活用はもとより、他省庁所管の補助事業などについても積極的に活用してまいりました。例えば、グリーンニューディール基金を活用し、県立高校に太陽光発電設備を整備したほか、今年度実施いたします置賜農業高校など四校の総額一億円に及ぶ農業機械の更新につきましても、政府の経済対策に対応した農林水産省の補助事業を活用したものであります。

施設や設備の整備に当たりましては、財源確保が極めて重要であります。県教育委員会といたしましては、引き続き政府の財政支援についてしっかりと要望してまいりますとともに、文部科学省はもとより、その他省庁の補助事業や、公益財団法人による教育機材の寄贈、そして例えば企業版ふるさと納税など、幅広く積極的に情報収集を行い、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 私は、置賜の農業界を挙げて置賜農業高校を改善して、それで東北一の農業高校にしていくというプロジェクトを立ち上げて、どこまでできるかわかりませんがやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ今

後とも御高配賜りますようお願いを申し上げます。

ちょっと時間も押してまいりましたので、まずはありがとうございました。

次に、果樹の教育についてお尋ねしようと思ったんですが、大体事前にお聞かせいただきましたので、まず、この間の一般質問のときに知事が果樹の振興につきましてお答えいただきましたが、その中に果樹の教育という、そういう言葉が出てこなかったというように思っております。担い手という言葉は出てきましたが、果樹の教育という、教育機関で体制を整えていくといいますか、そういう言葉が聞かれなかったんですが、その点について知事はどのようにお考えですか。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 果樹というのは、山形県にとって本当に大きな強みを持つものだと、まず思っております。それというのも、フルーツ栽培して来年で百五十周年になりますけれども、先人の皆様がいわずに取り組んできてくださったそのたまものであると思えますし、現代を生きる私たちはそれを贈物として頂いて、また次代の人たちに、将来についていくことが責務であるというふうにも思っているところでございます。

様々な課題はございますけれども、そういった展望をしっかり持ちながら、もちろん果樹を生産する方は人材でありますので、果樹農業の人材ということについてもしっかり取り組んでいく必要があると思っております。

県立農林大学校もございまして、東北農林専門職大学も開学いたしました。人材育成が最も原点であるというふうにも思っているところでございます。

○柴田委員長 船山委員。

○船山委員 農林大学校もあるし、専門職大学もできました。しかし、やっぱり一番最初に農業の教育に触れる中学を卒業したばかりの高校生、ここからしっかりと教育をしていかないと。農林大学校に進む生徒も農業科のある学校からはもう半分ですよ、二十人になりました。そのほかは普通科でありますとかそういうところ。特に、農林専門職大学につきましては、農業科から進んだ学生は四十三人中十一人ですよ。そして、その三倍が普通科から入っているんです。そして、専門職大学の学生のうち十六名、四十三名中十六名は県外です。

ですから、この実態をしっかりと分析しなくてはいけないというように思っておりますが、今、知事から御答弁いただきましたけれども、農業高校における果樹教育ということには触れられていなかったというように思いますので、ぜひ高校におきまして、果樹振興につながるようなしっかりした教育をやっていただくように、切にお願いを申し上げます。また、私も文教公安常任委員会ですので、常任委員会のときにいろいろと議論をさせていただければというように思っております。

それでは、この果樹生産に関してですが、知事がこの三年、非常に思い入れのあったフルーツ・ステーションにつきましては、ついに実現に至ることがないようであります。

その中で、今回のフルーツ・ステーション事業につきまして、ずっと私、経過を見てきたんですが、そこで思うことは、やはり最初にフルーツ・ステーションありきなんです。何としてもフルーツ・ステーションを造りたいから、それにどういう計画をするか、それから必要とあれば農業団体から要望をさせて、そしてそれを一つの根拠にもするということ。それから、昨年度は、日本総合研究所からいろいろと知恵を借りて、それで整合性を満たしていく、そういうようなことで取り組んできている。それに対して知事の思い入れが強いわけですので、県の職員の皆さんは、その知事の思いを実現するために誠心誠意、必死になって取り組んだと思いますよ。

しかし、それは認めることができないという判断をせざるを得なかった。つまりは、そこで、その事業がスタートしたために山形県がどのくらいの費用負担と、それからまた十分に機能しないようなそういうプランです。ですから、知事はこれをやらないで命拾いしたと思いますよ、これをやっていたら大変なことになったというふうには私は思っております。ですから、全てのものを計画するときに、もっと計画性を持って最初からやって、それで、最初に目的ありきではなくて、その事業が本当に必要なのかと、それをやるのが妥当なのかということを科学的に検証しなくちゃいけないということなんです。

それから専門職大学も、もうできちゃいましたが、東北で初めての専門職大学をつくりたいというところから全てが発想されているんですよ。それであれよあれよという間に、何と申しますか、計画づくりが進められたと。しかし、その途中でアンケートを取ったところ、隣県も含めて三百名もの学生がその専門職大学ができれば応募したいと、入りたいということだったんですが、蓋を開けてみたらどうですか、三回も試験しないと予定の人数が集まらないという現実じゃないですか。こういうことをもっとしっかりとスタートするときに調査をして研究をすれば、まだまだ有効なものになるでしょう。

これからあと五年たないと専門職大学がよかったのか悪かったのかという結論は出ません、最低でも五年かかります。そういうところを、県政運営の中で今何が必要かということ職員の人にちゃんと調査研究をさせて、そして必要なものは何かということ、それを計画して、それで進めるべきだというふうには思います。職員の方は何千人も

いて、みんな優秀な方ばかりです。その方々が、「これをやりなさい」と言われれば、それをやるために一生懸命やって、それはできるでしょう。しかし、それが本当にやってよかったのかということは、その後に出てくる問題です。そういうことを知事にはぜひ認識していただいて、それで県政運営に当たっていただかなければならなかったというように思っているところでございます。

道路の問題でありますとかそういう問題につきましても、やはりこれを造りたいというところから全てが始まっているようでは、やっぱりその県政運営はうまくいくわけがありません。県土整備部長が、——当時の整備部長、それから後の整備部長、何人も二年置きくらいに替わっていますが何年前か前、——五十嵐さんも大江西川線の話なんかされましたけれども、ああいう道路を率先して造るような余裕は県にはないはずだということを、お帰りになった県土整備部長は帰りしなに私に言っていかれました。ですから、それは、そういうようなことをしっかりと考えてやらなくちゃいけなかったというふうに思っているところでございます。

最後になりますが、私の政治の師匠の遠藤武彦先生は常々こういうことをおっしゃっておられました。

長期政権というのは、これは望ましいことではないと、あまり政権の年数が長くなると、その長になっている人は周りが見えなくなると、そして自分の考えに、意に沿うような人ばかりが寄ってきて、そしてそうでない人は遠ざけるようになると、そして必ずその周辺は腐っていくと。だから、そこにはしっかりとメスを入れるのが議会としての役割だよということを言っておられました。どういう意味なのか、最近になってようやく分かったような気がいたします。

これから山形県は、新しい発想や考え方の下に新しい時代を開いていかなければならないと思いますので、ぜひ今後、知事におかれましては御賢察をいただきまして、山形県の新しい未来をしっかりと開いていただくようお願いを申し上げます。

最後になりますが、山形県が今後新しい、大いなる発展に向かっていきますように心から希望いたしまして質問を終わりたいと思います。

○柴田委員長 船山現人委員の質疑質問は終わりました。

以上をもって予定された質疑者の発言は全部終わりました。

質疑質問を終結いたします。

七月一日の本会議における委員長報告は私に御一任願います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後 零時 十一分 閉 会

委員長	柴	田	正	人
会議録署名委員	五	十	嵐	智
同	吉	村	和	武